

明神小学校いじめ防止基本方針

- I いじめ問題に関する基本的な考え方
 - 1 いじめの定義
 - 2 本校のいじめ防止に係る基本理念
 - 3 いじめ解消の定義

- II いじめ防止対策組織
 - 1 いじめ防止対策委員会の設置
 - 2 構成員

- III 具体的な取組
 - 1 いじめの未然防止
 - 2 いじめの早期発見（※いじめの相談窓口一覧）
 - 3 いじめへの早期対応
 - 4 校内研修
 - 5 保護者や地域との連携
 - 6 いじめによる重大事態への対処
 - 7 児童の自殺予防
 - 8 本方針の公表及び取組の点検、評価

※「いじめ問題発生時の対応フローチャート」

「参考資料 重大事態対応フロー図」

令和6年

銚子市立明神小学校

令和6年4月

I いじめ問題に関する基本的な考え方

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

本校では、児童の尊厳を保持する目的のもと、国・県・市・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」（以下、「法」という。）第13条の規定に基づき、校長が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「明神小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

「明神小学校いじめ防止基本方針」の策定及び見直しに関しては、本校教職員はもちろん、保護者、学校評議員等から幅広く意見を聴取し、また学校評価項目に位置づけて行う。

そして、いじめ問題の対応にあたっては、法を遵守し、児童、保護者等に対して隠蔽や虚偽の説明は行わないことを誓う。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

※けんかやふざけあいであっても児童が感じる被害性に着目して、いじめかどうか判断する。

2 本校のいじめ防止に係る基本理念

- （1）すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするとともに、いじめの早期発見に努める。
- （2）すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深める。
- （3）いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが重要であり、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に銚子市教育委員会、地域住民、家庭、その他関係機関との連携を図る。
- （4）いじめを未然に防ぐための取組や早期発見するための工夫や考え方、いじめの早期対応等に関して計画的に研修を行い、教職員の資質向上を図る。

3 いじめ解消の定義

「いじめ解消」とは、(加害)行為がやんでいる状態が3カ月継続し、被害児童が心身の苦痛を感じていないことを面談等で確認していることをいう。(文部科学省)

※いじめが再発しないよう日常的に注意深く観察する。

※3カ月より長期の期間を設定する場合もある。

II いじめ防止対策組織

1 いじめ防止対策委員会の設置

いじめ防止対策委員会を中心に、長欠対策委員会や教育支援委員会と連絡を密に連携を図り、定期的にいじめや問題行動の状況、長欠の状況、特別支援に関する情報、教育相談からの情報、生徒指導上の問題等について情報共有し、いじめの未然防止・早期発見・早期解消に努める。

2 構成員

校長、教頭、教務主任、特別支援教育コーディネーター、教育相談担当、長欠対策担当、生徒指導担当、養護教諭、当該学年主任、(スクールカウンセラー)

※必要に応じて、外部の専門機関の関係者も加える等柔軟に組織する。

III 具体的な取組

1 いじめの未然防止

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを認識し、全ての教育活動を通じた道徳教育及び教育相談、体験活動等の充実を図るとともに、児童の自己存在感と自尊感情を育むことができるよう、一人一人が認められ、互いに相手を思いやるような学級経営の充実を図る。また、暴力・暴言の排除、過度な競争意識をあおり児童にストレスを与える指導を見直し、学校全体でのいじめの防止に努める。

- (1) 児童一人一人を大切にし、生徒指導の機能を生かした「わかる授業」を展開し、確かな学力の向上を図ることにより、学習に対する達成感や成就感を味わわせる。
- (2) 道徳の授業において、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培い、自他の生命の尊さや生きることのすばらしさの自覚を深めることにより、「いじめは、人間として絶対に許されない」という認識が強くもてるようにする。保護者、地域への道徳の授業公開を通じて、地域全体でいじめ撲滅を目指すための啓発活動を行う。
- (3) 千葉県教育委員会による「豊かな人間関係づくり実践プログラム(ピアサポート)」による授業を実施し、豊かな人間関係づくりのためのコミュニケーション能力の育成を図る。

- (4) 学校行事等による異学年交流や、総合的な学習の時間における福祉活動等を通して、他者を思いやる心情を養う。
- (5) 企画V Sによる「命を大切に作るキャンペーン」、「いじめ撲滅キャンペーン」等を実施し、児童自らがいじめ防止に対する意識を高められるようにする。
- (6) 人権教育やL G B Tに関する研修を通じて、教職員の不適切な言動が、いじめを助長することがあることを自覚し、暴力や暴言の排除を目指し、児童の気持ちを大切に温かみのある教育活動に取り組む。
- (7) インターネットやS N Sへの書き込み等に関する「ネット教室」を、外部から講師を招いて児童や保護者を対象に実施し、「ネットいじめ防止」の意識を高められるようにする。
- (8) 生徒指導部会を月2回行い、全校児童の現状把握と情報共有を行う。

2 いじめの早期発見

「いじめは、どの学級でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全職員で児童を見守る。また、いじめの傍観者になることのないよう、児童に対しては「いじめを見過ごすことも許されない」という強い認識を持てるよう、様々な機会を通じて指導していく。

- (1) 毎月一回、全児童を対象とした「生徒指導アンケート」調査を行い、早期発見に努める。
- (2) 全児童を対象とした、学級担任による教育相談週間を年2回設ける。(5月、9月)
- (3) 校舎A棟及びC棟1階に「悩み相談箱」を設置し、教頭及び養護教諭等が、児童からの悩みごとの相談窓口となり、いじめの事実について随時把握できるようにする。
- (4) 学校及び法務局、県教育委員会等の関係機関が相談窓口を開設していることについて、児童及び保護者に周知する。

いじめ相談窓口一覧

○銚子市立明神小学校 22-2000 (教頭)

○関係機関

- ・銚子市教育委員会 24-8197
- ・銚子警察署生活安全課 23-0110
- ・児童相談所 23-0076
- ・銚子市役所 24-8181
- ・適応指導教室(青少年指導センター内) 21-0345 なやみ言おう
- ・24時間子供SOSダイヤル(全国共通) 0120-0-78310
- ・千葉県子どもと親のサポートセンター(24時間) 0120-415-446
- ・子どもの人権110番(全国共通) 0120-007-110
(千葉県法務局内 月～金8:30～17:15)
- ・ヤングテレホン(千葉県警察少年センター) 0120-783-497
- ・千葉いのちの電話 043-227-3900
- ・チャイルドライン千葉 0120-99-7777 (月～土16:00～21:00)

3 いじめへの早期対応

- (1) 「いじめられる側は悪くない」という共通認識に立ち、児童等からいじめに係る相談を受けた場合、直ちに管理職へ報告し、事実の有無を確認する。その際、本人や保護者へ徹底して守り抜くことを伝え、いじめ被害者の心情に寄り添った対応策を示す。
- (2) いじめに関する聴き取りは、複数の教員で行い、正確に記録する。いじめの事実が確認された場合は、担任等の特定の教職員で抱え込まないように、「臨時いじめ防止対策委員会」を開き、早急に学校組織としての対応を協議する。
- (3) いじめを行った児童には、被害者や通報者に圧力などをかけないように、また、同じことを繰り返さないように、自らの行為の過ちを理解させ、反省を促し、再発防止を図る。その後、双方の保護者へ事実を連絡する。
- (4) いじめの事実が確認された場合、いじめをやめさせるとともに再発を防止するため、校内の複数の教職員が、スクールカウンセラー等の心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等の協力を得ながら、いじめを受けた児童及びその保護者に必要な支援を行う。また、いじめを行った児童に対する指導とその保護者に必要な助言を行う。
- (5) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるよう、教室以外の場所を確保するなどの必要な措置を講じるとともに、いじめを行った児童に対する出席停止の措置について検討する。
- (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。
- (7) いじめの加害者、被害者だけでなく、周囲ではやし立てたり傍観して暗黙の了解を与えている児童へも「いじめは、人間として絶対に許されない」ということを繰り返し指導する。

4 校内研修

- (1) 本方針の共通理解
- (2) 『いじめ防止指導資料集』、『いじめ防止啓発リーフレット』、『いじめ防止啓発カード』、『生徒指導の充実のために』等、資料を活用した研修
- (3) 銚子市学校警察連絡協議会研修会への参加と研修内容の活用
- (4) いじめ防止対策研修会及び児童生徒の自殺予防対策研修会等への参加と研修内容の活用
- (5) 『いじめ対策に係る事例集』（文科省）の活用

5 保護者や地域との連携

- (1) 本方針の本文及び概要版を学校だより、学校ホームページ等で公表し、保護者や地域住民の理解・協力を得られるよう努める。
- (2) 家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、地域の児童民生委員との連絡協議会、警察・児童相談所等との円滑な連携や情報の共有に努める。
- (3) 親師会（PTA）や地域の関係団体とともに、いじめ根絶に向けて、地域ぐるみの対策の推進に努める。

6 いじめによる重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と定義されている。

(いじめ防止対策推進法第28条)

(2) 重大事態発生の場合は、校長が「学校いじめ調査委員会」を招集する。

「学校いじめ調査委員会」の構成メンバーは、「いじめ防止対策委員会」のメンバーに学校評議員（第三者）を加えて構成する。

(3) 重大事態が発生した場合には、市教育委員会の指導のもと、学校いじめ調査委員会が調査により事実関係を明確にする。また、その結果については、市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に必要な情報を提供する。なお、犯罪行為として認められる場合には、所轄警察署に通報し、適切な援助を受ける。

7 児童の自殺予防

(1) 児童の自殺予防においても組織的に対応し、児童の見守りを強化する。

(2) 『教師が知っておきたい子どもの自殺予防』等を資料として、児童の自殺予防のための研修を行う。

(3) 『自分を大切にしよう』の活用による「SOSの出し方教育」を充実させる。

8 本方針の公表及び取組の点検、評価

(1) 前述のように本方針を公表し、学校、保護者、地域の連携を図る。また、本方針について、保護者会、ミニ集会、学校評議員会等の機会において説明する。

(2) 本校のいじめ問題の取組について、学校評価及び学校評議員会等において点検、評価し、必要に応じて本方針を見直し改定する。

令和4年4月改訂

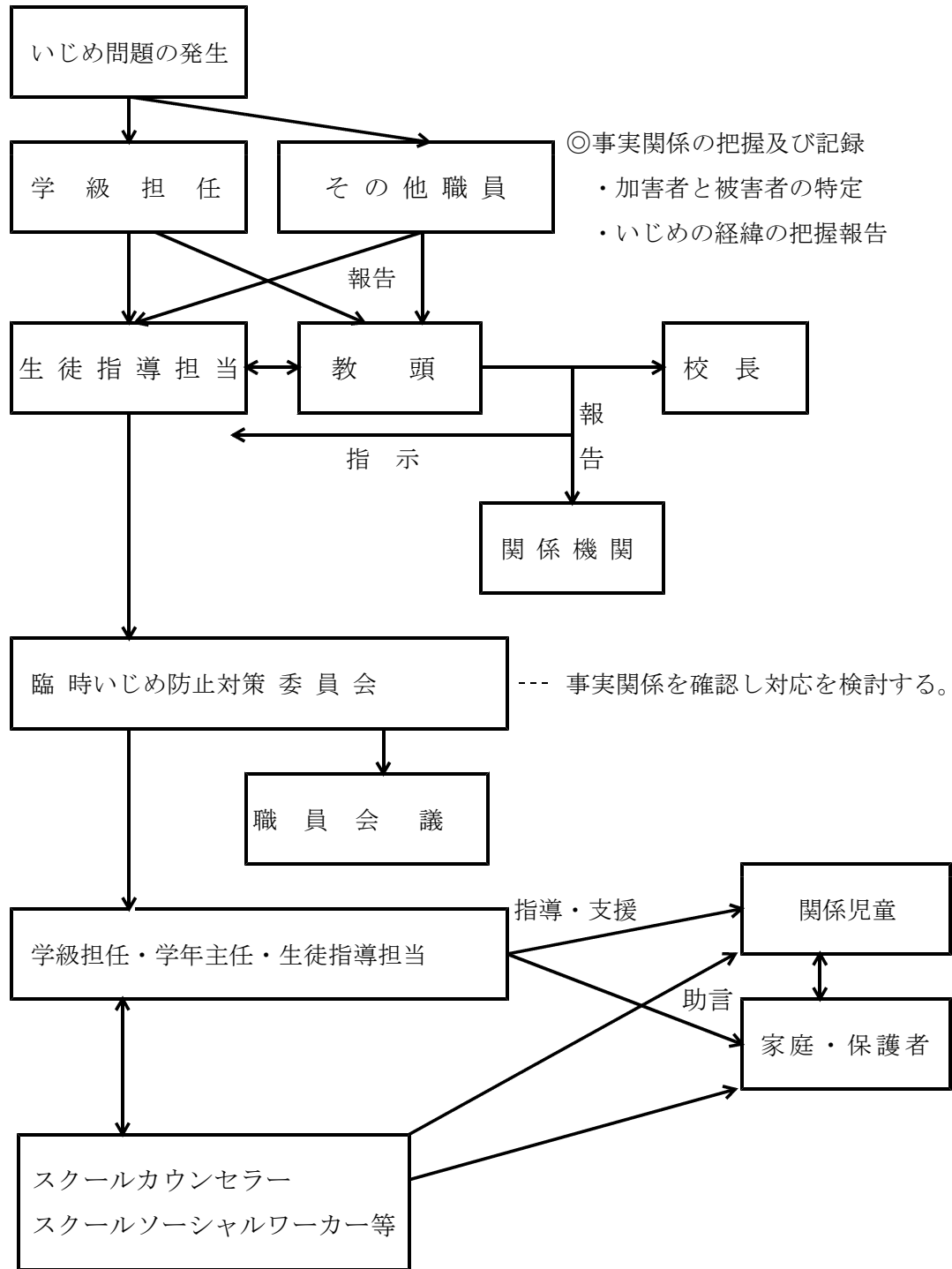
令和元年5月改訂

平成30年12月改訂

平成30年 2月改訂

平成26年 4月策定

いじめ問題発生時の対応フローチャート



- 留意点 児童や保護者への対応は、複数の職員で当たる。
- いじめ問題解決に係る対応について記録を残す。
- いじめ問題の事実関係とその対応についての共通理解を図る。

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
 - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力